



平成 28 年 6 月 30 日

各 位

会社名 東鉄工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 柳 下 尚 道
(コード番号 1835 東証第一部)
問合せ先 広報・IR部長 新 妻 誠
(TEL 03-5369-7611)

弊社施工の工事における仮締切材の不適切な処理に対する調査報告について

記

弊社では、平成 28 年 5 月 24 日に開示いたしました標記に関する事象につき、調査委員会(委員長:芳賀淳法律事務所 芳賀淳弁護士)を設置し、経緯等の調査、及び再発防止策の策定を進めてまいりましたが、この度、この調査結果について、発注者(東日本旅客鉄道株式会社東京支社)へ、平成 28 年 6 月 24 日に報告書を提出いたしました。(別紙1 ご参照)

また、本件の不適切事象に関し、発注者より、平成 28 年 6 月 29 日に、1カ月間の発注停止処分を受けるとともに、社内におきましては、関係者の処分を行いましたので、併せご報告申し上げます。(別紙2 ご参照)

弊社といたしましては、本件の事象につきまして、関係者の皆様にご迷惑とご心配をおかけしておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。

今後につきましては、本報告書に基づき、再発防止策を着実に実施するとともに、残置物の処理について発注者のご指導をいただきながら、速やかかつ適切に対応してまいります。

なお、当社業績に与える影響につきましては、現時点では未定であります。追加費用が発生する場合には、概算が判明次第、適時適切に開示させていただきます。

以上

東北新幹線荒川橋りょう残置物に係わる報告書の概要

東鉄工業株式会社

1. 不適切な処理となった経緯

(1) 残置事実の確認

- 調査委員会において、工事関係者から聴き取りを行うとともに工事関係帳票と照合した結果、堤防部 2 基(1P、8P)及び流水部 2 基(6P、7P)の対象 4 橋脚について、使用した仮締切材の撤去を一部途中で断念し、河川内に 117 枚残置した状態で作業を終了していた事実を確認しました。

(2) 経緯及び原因

- 本件事象は、本体の耐震補強工事が完成したのち、一時的に仮設していた仮締切材を引抜く過程で発生したものです。地盤の引抜き抵抗力が想定以上に強かったことや仮締切材相互の噛み合わせ部(セクション)の抵抗が強く、引抜くことが困難を極めたため、現場所長の判断で、一部を切断、河川内に残置したものです。こうした不適切な処理について、発注者様に報告していなかったことが分かりました。
- これは、河川内工事に関する現場社員の認識が不足していたものですが、工期(湧水期限)が迫る中で、川底や堤体内で切断することで河川の安全や船舶への影響がないものと安易に判断したことが原因と考えております。
- 本現場において仮締切材の引抜きが困難を極めていた際、河川内工事を終わらせることだけに意識が集中し、支店や本社に連絡することもなく、現場の判断で切断、残置を決めておりました。
- 弊社においては、仮締切材の引抜きを確認する記録様式がなかったことや仮締切材の引抜きをチェックする社内検査ルールがなく、対応できておりませんでした。

2. 再発防止策及び今後の具体的な取組み

こうした不適切な処理を社内で把握できなかったことは、会社としての責任であり、以下の再発防止策を講じることとします。

(1) 技術社員の教育、研修の強化

技術社員を対象として、河川法令を含むコンプライアンス研修など、定期的に教育を行い、河川内工事の知識向上を図ることとします。

(2) 仮締切材引抜き時における施工記録及び写真撮影の義務化

「河川内工事における仮締切材の仮設・引抜き施工記録」様式を定め、記録、保存します。

(3) 仮締切材引抜き時における不具合発生時の連絡体制の強化

本件事象のように、仮締切材引抜き時において、技術的に困難を極めた際、迅速に課題解決を図る連絡体制を強化します。

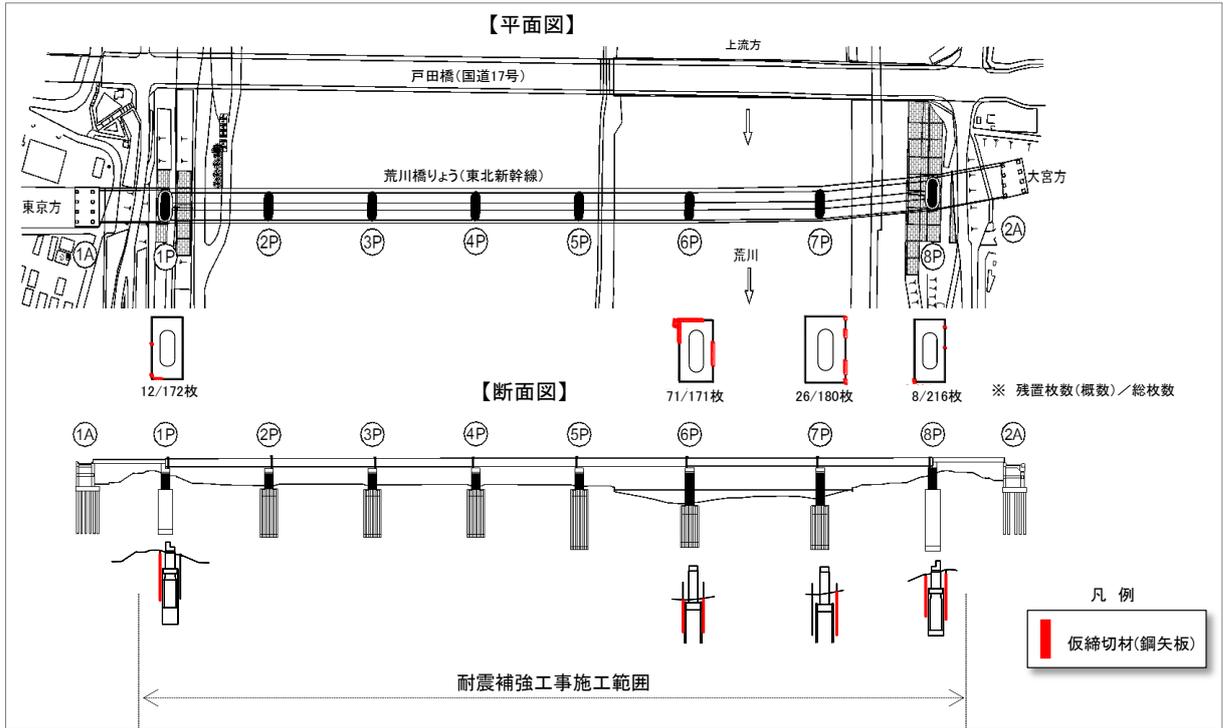
(4) 仮設物の社内チェック体制強化

今後、河川内工事の仮締切材は、「工程内検査」が必要な工種と定め、社内検査を行います。

また、本件において残置した仮締切材の処理については、今後、発注者のご指示に従い、誠意をもって速やかかつ適切に対応してまいります。

以上

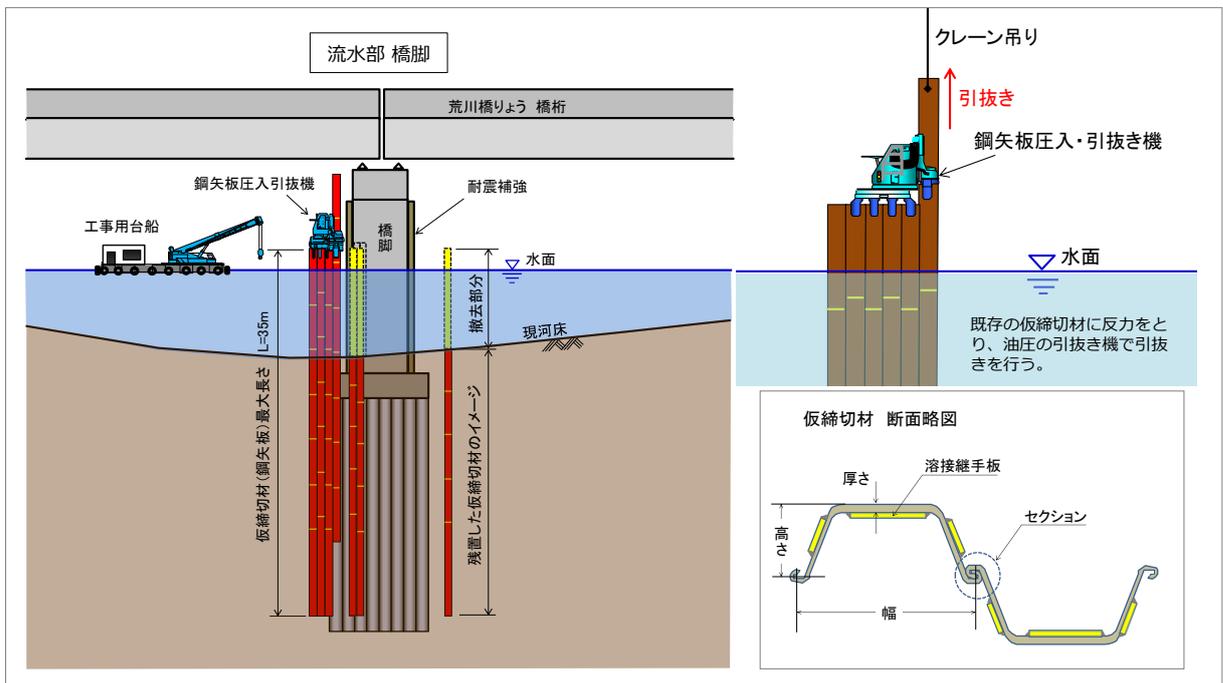
東北新幹線荒川橋りょう 仮締切材の残置状況図



対象橋脚の仮締切材引抜き状況写真



仮締切材の引抜き、残置箇所のイメージ図



東北新幹線荒川橋りょう残置物に係わる処分の概要

東鉄工業株式会社

1. 発注者からの処分

本件の不適切事象に関し、6月29日、発注者である東日本旅客鉄道株式会社東京支社が発注する土木工事につき、7月1日から1カ月間の発注停止処分を受けました。

2. 社内関係者の処分

社内関係者に対し、6月24日付で以下の処分を行いました。

代表取締役社長	小倉 雅彦	報酬月額の30%(3カ月)減給
取締役常務執行役員土木本部長	井上 和男	報酬月額の20%(3カ月)減給
常務執行役員土木本部副本部長	加藤 正二	報酬月額の10%(1カ月)減給
執行役員東京土木支店長	山野 俊和	報酬月額の10%(1カ月)減給
現場社員8名		降格・戒告・嚴重注意

(職名は本件発生当時)

以上